

納税義務者の 個人番号又は法人番号															
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

整理番号 (通知書番号)	
-----------------	--

固定資産税
都市計画税 納税管理人（設定・変更・廃止）承認申請書
特別土地保有税

清瀬市長 殿 令和 年 月 日

納税義務者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

明・大・昭・平・令

(生年月日) 年 月 日 (性別) 男 ・ 女

固定資産税
都市計画税の納税管理人を、下記のとおり
特別土地保有税

☐ 設定
☐ 変更
☐ 解除

することに承認されたく、申請します。

(新) 納税管理人 ※「解除」の場合は未記入		(旧) 納税管理人 ※「設定」の場合は未記入	
住 所	〒 —	住 所	〒 —
フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	
電話番号	— —	電話番号	— —
事 由			
納税義務者 との関係			

(注意事項)

◆固定資産税の納税管理人◆

固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居住、事務所又は事業所住所等を有しない場合においては、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に、納税管理人申告書(様式1)を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書(様式2)を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければなりません。

納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書(様式1)又は納税管理人承認申請書(様式2)に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様に、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とします。

上記に関わらず、当該納税義務者は、当該納税義務者にかかる固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しません。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動が生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。

◆納税管理人にかかる不申告に関する過料◆

申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料が貸されるときがあります。